

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 08 分）

---

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第 5、議案第 15 号 平成 25 年度松崎町温泉事業会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 15 号は、平成 25 年度松崎町温泉事業会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 斉藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1 番（藤井 要君） 12 ページ、先ほどから、水道からも引き続いております特別損失の過年度損益修正損の関係ですけれども、77 万 3000 円、これは今回やったわけですが、3 件これももう所在が不明ということでもありますけれども、温泉の権利も今はなしということですが、これはいつ頃から発生した案件なんですか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 固有名詞の方は省略させていただきます。1 件ごとに説明させていただきます。

まず、1 件目は、こちらの方は飲食店でございます。期間は昭和 59 年 4 月から昭和 61 年 6 月の 27 カ月分で、これが約 52 万 5000 円、営業の使用でございました。既にこれは倒産をしまして、もう所在不明、既に温泉の権利もございません。

2 件目は、こちらの方は商事会社でございます。平成 6 年 8 月から平成 7 年 7 月の 12 カ月分でございます。こちらは営業でございます。金額は 15 万 6000 円ということで、先ほどの飲食店と同様、倒産、所在不明、権利はございません。

続いて、3 件目、こちらの方は一般の方です。個人名は述べることはできませんので、省かせていただきます。期間の方は平成 18 年 11 月から平成 19 年 11 月の 10 カ月分、9 万 2000 円でございます。この方ももう所在不明、県外に転出したということで、既に温泉の権利もござ

いません。以上です。

○1番（藤井 要君） 今の明細を聞いておりますと、昭和61年とか、これは今頃ですね。昭和61年ですから、もう23年前位ですよ。よくもまあ、ここまで引き延ばして・・・、これは利益、内部留保みたいなというか、利益を上げていたわけですよ。大したもんですね。役場は。

町長、その点についてどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 監査の人からも言われたけれど、遅きに失したなということでございます。

○1番（藤井 要君） 町長、もう少し詳しく、町長、心がこもった回答をお願いしますよ。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 遅きに失したというご指摘、確かにご無理ごもっともでございます。

温泉会計としましてもできるだけ不良債権はカットしたいという考え方でいたわけでございます。ただ、できるだけ取れるものは、取れるものという形で保留をしてあったんですけれども、既に監査の関係で、取れないものはもうどんどん、どんどん整理して身をスリム化しなさいというご指導もあったもので、今回、本当にどうしようもないものについて、この3件についてだけ計上させていただいたということでご理解いただけませんか。

○1番（藤井 要君） これは適正な管理ということで、いつまでも残していくということはずいと思います。それはそれで良いと思いますけれども、じゃあ、現在、先ほど未収金というのもあると思いますけれども、今、危ないようなというか、これですと、約1200万円あるんですけれども、これも時効にかかりそうな、2年というようなもの、直近のものはありますか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 現在平成25年度末での貸借対照表の方では、未収金は約1140万円ほどでございます。その内、現年度、25年度分が翌年度に繰越となる未収の分は約600万円、それから、本当にそれ以前のものが同じく540万円ほどあるわけございまして、その中の内訳としまして、本当に悪いものとしては、ちょっと今現在、詳しいことはわかりませんが、うろ覚えとしましては、確か10何件かほどあるというふうには記憶しております。これについては、ちょっともう一回確認をさせていただきます。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 本当に危ないのは、現在5件でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（土屋清武君） この予算の数字ではないですけれども、ちょっと事業としての関連の

関係で、公営温泉、9号まで源泉があるわけですがけれども、実質的に鮎川の源泉なんかは今、事業としては使っていないんじゃないかというように想像するわけですがけれども、現場を見ると。

いま何号・・・、各源泉の湧出量と、そして、実質この事業に現在使っている源泉、そして、湯量はどのくらいかということをお教えいただきたいと思います。

実質的に・・・、これだけでいくと、9号源泉は1300何某と出たわけですがけれども、それからみると、9号源泉は相当絞ってあることは私も知っていますけれども、その辺をちょっとお教えいただきたいと思います。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 1点目の鮎川の3号源泉ですね。こちらについては、今現在供給はしてございます。現に供給してございます。単独で供給しております。河川を横断しての供給はしておりません。合わせての供給はしておりません。単独でやっています。

それから、現在の源泉の実態の関係でございましてけれども、うちの方で保有しておりますのは、全部で6本でございまして。その内、現に使っているものにつきましては5本でございまして。1本使っていないというのは、例の岩科の金沢の源泉でございまして。

それで、いったいどれくらいの湧出量があるのかということではございましてけれども・・・、よろしいですか、メモの方は。2号、これは桜田の字上河原が約110リットル、これは毎分で読み上げさせていただきます。3号の鮎川が136リットル、それから、6号の宮内が370リットル、金沢は参考までに6リットルです。8号の桜田字経出が450リットル、それから、9号、中耕地のあのタワーの所でございましてけれども、これは公称1350リットルということではございまして。実際こちらの方は4気圧で抑えてありまして、約580リットルでやっております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 1点目は11ページの動力費100万円というのは、これは先ほどの水道事業会計の補正予算でも約130万円出ています。これは管内ですから、東京電力の方の値上げということはよくわかるんです。その中で、私の聞きたいのは、これはいわゆる義務的経費で水道もしかり、温泉もしかりで、円滑に水なりお湯を流すには当然必要なことは、当然のことです。ですがけれども、こういった義務的経費がだんだん増えてくるということですよ。特に電気関係については、国のエネルギー政策の方でやっているでしょうけれども、それは別ですがけれども、わが町としまして、こういった義務的経費、特に温泉。義務的経費がだんだん増えてくる。そういった場合に、水道はもう100パーセント近くの加入率。温泉は確

か350件位ですかね。いわゆる分母の数が足りない。しかもこれだけのインフラを支えなければならぬ。その辺を・・・、どこに・・・、加入者が増えないという、その辺はどのように考えているか、まず、お伺いいたします。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 現在、温泉会計の方では356戸、444口の供給をしています。この中には、当然開栓及び休止もあるわけでございます。現在444口、でも、計画の方が平成6年の計画では確か750口の計画ではあったわけですがけれども、約350口くらいの余剰があるわけでございます。

温泉会計としましては、いかに収益を増やすかというのは、加入の口数を増やさなければならぬということでございます。当然経費の見直し等につきましては、図っていかねばならぬわけでございます。経費の見直しについては、今後26年、27年、28年度にかけて配湯所のポンプ設備等を改修した上で、インバータ化による電力費の減等々を踏まえて、経費の削減を図っていきたいわけでございます。

ただ、温泉の加入の促進については、現在、前にもお話をしたかとは思いますが、期間限定によります加入のしやすい形での施策を考えているわけでございます。なお、既存の供給者に対する了解等という条件もあるわけでございますけれども、できるだけ期間限定で加入がしやすいような施策を今後、提案していきたいというふうには考えております。

○町長（齋藤文彦君） 福本議員の質問ですがけれども、それは内部でずっと考えていまして、本当に黒字のうちにそれなりのことを考えなければいかんということで、内部で相談していきまして、いろいろなところに相談して、それなりの案ができてきていると思いますので、ちゃんとしたら皆さんの方に発表したいと思っています。

○2番（福本栄一郎君） 経費を節約ということは当然ですよ。またエネルギーはまた国の方の問題ですがけれども、こういった義務的経費が出ていく、加入者が少ないとやがてはギリ貧になってくるわけです。そうすると、どうするか・・・、即料金値上げときます。当然ですよ。ですから、その辺の加入を皆さんが入りやすいように、この動力費も、私は質問いたしませんけれども、捨てている動力費があると思うんですよ。お湯を汲み上げて、お金をかけて生産したお湯を捨てていると、その辺の効率性がないと思うんですよ。お湯を汲み上げても加入者がいないから、結局はお湯を捨てている。無駄なことだと思うんですよ。だけでも、これだけを全部循環方式でやらなければならないことはよくわかります。

ですから、加入を促進しやすいようにして、この恵まれた資源を町民の方に対して、希望者があればどんどん・・・、そのためには入りやすくした方がいいじゃないですか。そういう

ことで、積極的に推進をお願いしたいということです。

次に、12ページの77万3000円、これは先ほど藤井議員も質問しましたが、3件ということはわかりました。これから、ちょっと担当課長にお伺いしますが、一般家庭は加入金が200万円ですよね。営業が330万円でしたか。それで、不納欠損で所在不明とかということで、やむを得なくやったということはわかりますけれども、それ以外に、温泉の権利金、松崎町営温泉は町長の許可を得れば自由に転売できます。もう1点の利点が永久権利であるという、民間の温泉会社と比べて2つの得点で加入者が承諾して入っていますよね。そういった場合は、では、町に納めた、払うべきお金を不納欠損にしてくる、権利が生きていますよね。これは、権利は今度、個人対個人の売買ですから、使用料金は役場に払わなければならない。だけど、権利は個人の権利ですから、個人対個人の売買ですよね。利益を得るわけですよ。使用料金は役場に納めなくても、権利は町長の許可を得れば、自由に転売できますよね。その辺の考え方を教えてくださいませんか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 議員の方で加入金の関係の不納欠損という部分に言われたようでございますけれども、これは、77万3000円の不納欠損のこの金額はすべて温泉の毎月の使用料でございます。加入金については、条例で定められているとおり、一切お返しをすることなく、既に貸借対照表上の資本の部の加入金の方に入っております。

加入の促進については、先ほども申し上げましたとおり期間限定の加入施策を積極的に進めたいと考えているわけでございます。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと私の説明が足らなかったと思いますけれども、私は加入金のことじゃないんですよ。いいですか。不納欠損は毎月の使用料ですよね。これは先ほどいろんな理由で仕方なく不納欠損にしたということはよくわかるんです。

使用料金を納めなくても加入金は生きているでしょう。一般家庭でいくと200万円、これは譲渡が、町長の許可を得れば、個人対個人で売買ができるわけですよ。片や使用料金は不納欠損で落としておく、だけど、加入金の200万円は生きているわけですよ。個人対個人の売買が、町長の許可を得れば。この辺の考え方はどうですか。

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

（午前11時33分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

---

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 先ほどの福本議員のご質問にお答えします。加入金については、差押え等ができないか、譲渡のときには差押え等ができないのかということでありますが、当然未収金が発生している権利者に対して、その方が権利の方の移動を願い出るときには、当然町長の許可が必要となります。ただ、その段階で未収金がある場合には、それを精算した上で権利の譲渡の方をさせていただきますという強い指導をするような形を取っております。ただ、大抵の方につきましては、未収が発生をしていなくて、そのままAさん、Bさんへの権利移動は町長の許可に基づいてやっております。

ですから、未収金のある方については、強い指導をもって、繰り返しますけれども、未収金を精算してから権利移動をさせていただきますという指導をします。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） ちょっと疑問の点がありますので、質問させていただきますけれども、これは、加入金を納めまして、そして、使用が始まるわけですが、これは、例えば、途中でお金が払えなくなった場合に、何カ月経ったら、これも、例えば、あなたにはもう権利がなくなりますよとか、そういうのがありますか。先ほどの時効なんていうのではなくて、何か定款なんかに謳っているんですかね。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 基本的には、温泉の管理条例の方につきまして、温泉の供給を受ける場合には、加入金を払ってから供給を受けなければならないという規定になっておりまして、その中で、加入金はいかなる理由があってもお返しはしませんという規定がございます。

使っているうちに未収が発生をしました。これは、その方の経済状況によって生じるものでございます。その際には、先ほどの水道の方の措置と同じように、督促、勧告、更には給水停止の措置を取って、できるだけ未収が発生しないように努力するというか、指導をするという状況でございます。

○1番（藤井 要君） 最後の方が、ちょっと答えが私の質問とちょっと違いましたけれども、それが、お金が入ってこなくなって、例えば、5カ月、6カ月経ちましたよと、これ以上待てません。そうすると、あなたの権利はなくなりますよという、そういうのが・・・、例えば、さっきみたいに10年でも20年でも放っておいて、またお金ができたから今度はまた水道の蛇口をひねったらお湯が出る。権利はその間はなくなるのかということなんですけれども。何年になったら権利がなくなってしまうのか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 基本的には、権利の方は永久権利でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（一瀬寿一君） 本案に賛成をいたします。温泉はよく健康によろしいと言われて、テレビでも新聞でもいろいろ出ておりますが、この温泉は非常に大事だと私も思っております。

そういった中で、先ほどの不納欠損、水道と同じようにありましたけれども、これも決算上いつまでも載せておきますと、要するに、これは財務処理、これを早くしなければならぬ。私もこういうことで、監査のとき私もよく言っておりましたけれども、取れないものをいつまでも載せておいてもだめだというようなことで、今回70何万円の数字が出ておりますけれども。それで、電力、これもまた値上がりしてきて、本当に万やむを得ないというようなことがございまして、今回の補正は、今後いろいろと慎重に温泉事業を経営してもらうようお願いを申し上げまして、賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 平成25年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後１時まで休憩をいたします。

(午前 1 1 時 4 0 分)

---